

平成〇年〇月〇日

第1次ブロックのファイル責任者 各位

文書主管課長

全庁共通文書標準ファイル基準表の配布について

別紙の全庁共通文書標準ファイル基準表により指定された文書は、第1ガイド、第2ガイド及び個別フォルダの名称や水平分類を全庁的に統一しますので、協力してください。

なお、下記の事項に留意してください。

記

- 1 該当する文書の、第1ガイド、第2ガイド及び個別フォルダの名称は、すべて全庁共通文書標準ファイル基準表に記載された名称を使うこと。
- 2 該当する文書がない場合は、個別フォルダを作る必要がないこと。
- 3 全庁共通文書標準ファイル基準表に記載されていない文書であって、課に共通するものは、まず、第1ガイド「〇〇課共通」、第2ガイド「〇〇課共通全般」にまとめること。

次に、第2ガイド「〇〇課共通全般」の個別フォルダの数が15を超える場合は、再度分類し、新たな第2ガイドとして独立させること。

- 4 第2ガイド「〇〇課共通全般」の個別フォルダの数は、極力、少なくすること。
- 5 課の本務に係る文書は、第1ガイド「〇〇課共通」には入らないので、別に、第1ガイドと第2ガイドを立てること。

- * なお、この文書は、第1ガイド「全庁共通」、第2ガイド「文書」の個別フォルダ「ファイリングシステム」に入ります。「庁内通知」の個別フォルダより、焦点が絞られているからです。

担 当 文書主管課文書係
内線番号 〇〇〇, 〇〇〇